

全 社 協

Action Report

令和2年7月豪雨災害
第5報

2020（令和2）年7月16日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
（全社協 ぜんしゃきょう）

総務部広報室 z-koho@shakyo.or.jp

TEL03-3581-4657 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2

新霞が関ビル

※ 令和2年7月豪雨災害についての情報をお送りします。

「令和2年7月豪雨」における 災害福祉支援活動を進めるための緊急要望

本会政策委員会（委員長：武居 敏 全国社会福祉法人経営者協議会副会長）は、今般の「令和2年7月豪雨」により広範囲かつ甚大な被害が発生したことを受け、新型コロナウイルス禍のなかにあっても、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等がその力を結集し、迅速かつ効果的な被災地支援活動が可能となるよう、武田 良太 内閣府特命担当大臣（防災担当）へ緊急要望を行いました。

要望は、福祉関係者による被災者支援活動が十分かつ適切に実施できるよう、①災害ボランティアセンターの設置・運営費に対する公費負担の実現、②新型コロナウイルスへの感染防止を図るためのマスクや消毒薬等衛生用品の優先的提供、③生活支援相談員の早期配置と在宅避難者等に対しても見守りができるよう、その対象範囲の拡大、④迅速かつ効果的に支援活動を行うため、災害福祉支援活動の法定化を求めるものとなっています。

令和2年7月13日

内閣府特命担当大臣（防災） 武田 良太 様

「令和2年7月豪雨」における 災害福祉支援活動を進めるための緊急要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会 長 清家 篤
政策委員会委員長 武居 敏

全国社会福祉協議会をはじめ、各都道府県、市町村社会福祉協議会および各社会福祉法人・福祉施設では、全国的な連携・協働により、災害時に高齢者や障害者などの要支援者の命と健康を守り、地域住民の生活を支える取り組みを進めています。

「令和2年7月豪雨」においても、被災地の社会福祉協議会を中心に、被災者の気持ちに寄り添い、支援を行っています。その一方、被災地住民の間には新型コロナウイルスへの感染を懸念する声があることから、十分な感染防止措置のもと、災害福祉支援活動を進める必要性が生じています。

自然災害が多発するなか、新型コロナウイルス禍のなかであっても迅速かつ効果的な災害福祉支援活動が可能となるよう、以下の事項を要望します。

1. 災害ボランティアセンターの設置・運営費に対する公費負担の実現
 - 災害時の福祉支援活動に関する財政基盤はきわめて脆弱です。必要な支援を確実に提供するためにも、災害ボランティアセンターの設置・運営費に対し、災害救助費等による公費負担を図ってください。
2. 災害ボランティアセンターに対する衛生用品の優先的提供
 - 新型コロナウイルス禍における災害ボランティアセンターにおいては、感染防止を図るためにマスクや消毒薬等の衛生材の確保が不可欠です。災害ボランティアセンターに衛生用品を優先的に提供してください。
3. 生活支援相談員の早期配置と対象範囲の拡大
 - 新型コロナウイルス禍においては、被災住民が一般避難所や福祉避難所だけでなく、居宅や知人宅、車中泊等を活用するべきとされており、支援の対象者や範囲が拡大しています。
 - 避難場所の多様化を受け、生活支援相談員が在宅避難者等に対しても見守りできるよう、その活動対象範囲を広げるとともに、生活支援相談員を早期に配置できるよう、県および市町村に対し、指導してください。
4. 災害福祉支援活動の法定化
 - 災害発生時に災害ボランティアセンター、災害派遣福祉チーム等が迅速かつ効果的に活動をするためにも、災害救助法、災害対策基本法等の災害法制に「福祉の支援」を明記してください。